

令和 2 年

第 2 回 教 育 委 員 会 臨 時 会

(持 ち 回 り 決 裁)

令和2年2月5日

第 1 議案の審議

第 4 号議案 文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第 5 号議案 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第 6 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第 7 号議案 令和元年度文京区一般会計補正予算（教育局）について

第 8 号議案 令和 2 年度文京区一般会計当初予算（教育局）について

上記議案については、令和 2 年 2 月定例議会に議案として提出予定の内容である。

本来、教育委員会臨時会を開催し、この内容について審議すべきところであるが、議案送付までに、教育委員一同が会しての臨時会開催の日程調整がつかないため、持ち回りという形で各委員に対して意見を求めるものである。

1 審議結果

審議の結果、以下の議案について、原案のとおり承認するものとする。

第 4 号議案 文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第 5 号議案 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第 6 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第 7 号議案 令和元年度文京区一般会計補正予算（教育局）について

第 8 号議案 令和 2 年度文京区一般会計当初予算（教育局）について

2 議案についての意見の申出

上記第7号議案及び第8号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、区長から教育委員会に対して意見照会がある予定である。

この意見照会の処理については、教育長が照会内容を調査し、その内容がこのたびの審議結果と同様である場合には、文京区教育委員会事案決定規則(昭和61年3月文京区教育委員会規則第2号)第6条第1項の規定に基づき、区長に対し、「教育委員会としては異議がない」旨の回答を行うものとする。